

# 四万十町地域公共交通計画認定申請書

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

令和8年度

---

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

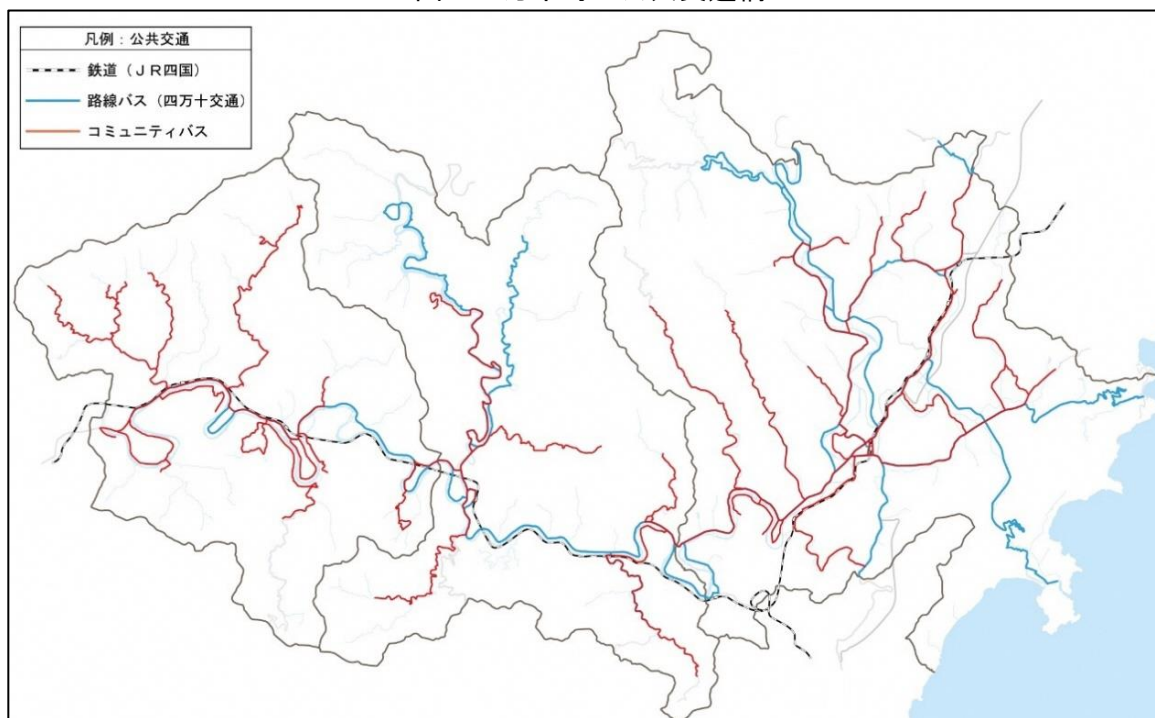
地域の公共交通は、自家用車を利用できない人にとっては生活を維持するために必要不可欠な移動手段であり、近年は地域の高齢化や若者や地域の担い手の流出などに伴い、その重要性はさらに高まっている。

本町では公共交通活性化策に体系的に取り組むため、2020（令和2）年3月に「四万十町地域公共交通網形成計画」を策定した。しかし、計画期間当初から、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、人々が外出を控えるなど生活様式が一変し、その間にも公共交通利用者の移動ニーズは変化し、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行からようやく人の動きが戻りつつある状況となっている。しかし既に四万十町地域公共交通網形成計画の実施事業は、社会状況との整合が現実的に難しい状況であると判断し、計画期間を1年短縮して新たに「四万十町地域公共交通計画（令和6年3月）」を策定した。

この計画は、引き続き社会情勢の変化やこれからの住民と来訪者の移動ニーズ、交通事業者が提供する移動サービスを整理し、利便性の高い地域公共交通網の実現、そして公共交通を使える住民や来訪者が増加していくことを目指している。

この計画に則り、本町のフィーダー路線であるコミュニティバス路線を改善し、同時に沿線住民に利用してもらえるサービス向上、そして住民の移動ニーズの変化に対応していくことで、山間部の多い本町の住民であっても暮らし慣れた場所での生活を豊かに続けていくことができる。

図：四万十町の公共交通網



## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### ■ 目標1：路線バス及びコミュニティバス利用者数を維持させる

(四万十町地域公共交通計画 P37 参照)

- 本町では人口減少が続いており、高齢者人口も減少局面に入ってきたことから、バス利用者数の維持自体が難しくなっている。地域の移動ニーズに合わせた路線再編と利便性向上、利用促進の取り組みなどを通じて、路線バスとコミュニティバスの新規利用者数を拡大させつつ、コロナ禍の終息が見えてきた令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の利用者数を現状値（84,747人：令和5年度）とし、この人数を下回らないことを目指す。

ただし、窪川地域コミュニティバスは、全路線が国のフィーダー補助対象路線となっているため、路線定期運行の路線については1回運行当り最低でも2.0人が利用することを前提とする。なお、令和6年度実績で現状値（令和5年度）下回っていた路線については、現状値（令和5年度）の数値を目標値としている。

#### 令和6年度の利用実績

- 基準期間（2023年10月～2024年9月）内の利用者数から基準値を算出する。

2023年10月～2024年9月			新年度 目標値	
前年 実績	路線バス	61,665	64,606	
	コミュニティバス	18,679	20,740	
	窪川地域	弘川線	300	414
		道德線	1,501	1,667
		奥呉地線	1,017	1,231
		折合線	1,211	1,211
		川ノ内線	865	989
		若井川線	809	906
		神ノ川線	206	333
		床鍋線	1,021	1,337
		東北ノ川線	1,321	1,628
		飯ノ川線	1,353	1,468
	大正地域	相去線	985	1,011
		葛籠川線	724	736
		里川線	301	352
		芳川線	172	210
		下道線	168	168
		打井川線	438	478
	十和地域	戸口・戸川線	1,130	1,130
		地吉線	1,130	1,390
野々川線		1,058	1,072	
北の川・広井線		681	697	
古城線		994	994	
大道線		704	717	
小野線		590	601	
合 計			85,346	

検証方法	運行事業者が毎年9月末時点にとりまとめる、当該補助年度1年間（10月～9月）の利用者数データを活用して算定する
------	---------------------------------------------------------

■ 目標 2：路線バス及びコミュニティバスの収支率を維持させる

(四万十町地域公共交通計画 P37 参照)

- 地域の移動ニーズとの整合を目指し、一部の路線バスをコミュニティバス（運賃を 100 円と設定している）に置き換えるなど、収支率としては悪化していくことが想定されるが、利便性と経済性が向上することで利用する人が増えると想定する。人口減少が続いていることを加味し、運行の効率化などの取り組みを通じて現状における収支率（14.71%：令和 5 年度）を維持していくことを目標値とする。

検証方法	毎年 9 月末時点で運行事業者から報告される、当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の路線バス及びコミュニティバス運賃収入と経常費用から算定する
------	----------------------------------------------------------------------------

■ 目標 3：路線バス及びコミュニティバスの公的資金投入額（利用者 1 人当たり）を小ささせる（四万十町地域公共交通計画 P38 参照）

- 旧窪川町、旧大正町、旧十和村がひとつになった広大な町域を有する本町では、公共交通網の路線数や走行距離が大きくなっており、結果として公共交通網の維持に必要な公的資金投入額も大きくなるが、住民の生活を支える重要なツールとして、利用者がいる限り公共交通網を維持させていくべきと考えるが、支出に見合ったサービスとしてモード転換の検討も必要になってくると考える。そこで目標値として、路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を利用者 1 人当たりで算出し、現状値（1,560 円/人：令和 5 年度）を下回ることを目標値とする。

検証方法	毎年 9 月末時点における当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を、利用者数で除して 1 人当たりを算出する
------	------------------------------------------------------------------------------------

■ 目標 4：コミュニティバス利用者の満足度を向上させる

(四万十町地域公共交通計画 P38 参照)

- 計画 2 年目に町内の公共交通網の大規模な再編を予定しており、この成果として運行経路や運行ダイヤ、交通結節点におけるモード間接続などの大幅な改善につながる。利用者にとって利便性が向上し、路線バスやコミュニティバスに対する満足度が向上すると考える。

現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
窪川地域：80%、76%	窪川地域：85%、80%	窪川地域：90%、85%
大正地域：70%、47%	大正地域：80%、70%	大正地域：85%、85%
十和地域：73%、46%	十和地域：80%、70%	十和地域：85%、85%

※ 値の左側が「運行経路」、右側が「運行ダイヤや乗り継ぎ」に対する満足度

検証方法	コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施し、窪川地域、大正地域、十和地域の各コミュニティバスの「運行経路」、「運行ダイヤや乗り継ぎ」に関する満足傾向（とても満足、満足の合計）がそれぞれ 80% を超えることを目標とする。 本アンケート調査は計画 3 年目と計画 5 年目に実施する
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 目標6：主要施設最寄りバス停における乗降者数が増加する

(四万十町地域公共交通計画 P39 参照)

- ・公共交通網と地域の主要集客施設等の連携と利便性向上により、窪川地域、大正地域、十和地域の各中心部に路線バスやコミュニティバスを使って移動する人が増えるものとする。そこで、中心部バス停留所における乗降者の合計が、毎年5.0%ずつ増加することを目標とする。

窪川地域	窪川駅、北琴平町、みどり市前、古市、くぼかわ病院前、東町、郵便局前、本町、福祉センター前、しまんとハマヤ前、新開町
大正地域	大正駅、健康管理センター、田野々、診療所前、大正橋
十和地域	十川駅、十和役場前、十川、十川橋、昭和上、昭和本

現状値	中間目標値 [計画3年目]	最終目標値 [計画5年目]
2023 (R5) 年9月末	2026 (R8) 年9月末	2028 (R10) 年9月末
乗車：13,639人	乗車：15,789人	乗車：17,407人
降車：15,413人	降車：17,843人	降車：19,672人
合計：29,052人	合計：33,632人	合計：37,079人

検証方法	運行事業者が毎年9月末時点にとりまとめる当該補助年度1年間(10月～9月)の利用者数データより、路線バスとコミュニティバスの対象停留所及びフリー乗降区間の乗車数と降車数を集計し合計を検証する
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 事業の効果

コミュニティバスの運行開始により、それまで買い物や通院などの移動手段確保に苦勞していた人が、曜日の制約はあるものの、自分の意思で出かけられるようになってきている。さらにコミュニティバス車内では、利用者同士の会話がはずみ、特に高齢者の地域参加の機会が充実している。

これらのことから、すでに単なる高齢者の外出機会創出だけでなく、地区における高齢住民と地区の活動頻度とつながり強化(いきいき百歳体操参加者数、地区活動数の推移にて検証)や、暮らし慣れた場所で生活を続けられること、さらには町民の尊厳維持につながっているものとする。

現状に留まらず、四万十町地域公共交通計画で設定した目指す将来像の実現に向けて、引き続き地域の公共交通網を成長させていくことで、よりいっそう地域の実情を反映し、地に足をつけたものとして発展していくと考える。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### ① 路線網の再編を通じた利便性向上

- ・路線バス及びコミュニティバスの運行経路や運行ダイヤを再編し、変化する地域の移動ニーズに対応したものと整合していく。

[実施主体：四万十町、交通事業者]

[四万十町地域公共交通計画 P42 参照]

#### ② 公共交通同士の接続強化

- ・本町の交通結節点である窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の各駅において、鉄道と路線バスやコミュニティバス、路線バスとコミュニティバスが接続できるようダイヤ調整を行う。

[実施主体：四万十町、鉄道事業者、バス事業者]

[四万十町地域公共交通計画 P44 参照]

#### ③ 公共交通に関する情報発信の拡充

- ・住民や本町への来訪者がいつでも収集、確認できる町内の公共交通運行情報を整備する。

[実施主体：四万十町、交通事業者]

[四万十町地域公共交通計画 P45 参照]

#### ④ 待合所の整備

- ・バス利用者が安全に、そして快適に路線バスやコミュニティバスを待てる環境整備に取り組む。

[実施主体：四万十町]

[四万十町地域公共交通計画 P46 参照]

#### ⑤ 対面による意見交換

- ・地区別意見交換会や公共交通利用者懇談会を定期的で開催し、得られたバス運行に関する問題点や要望をバス路線再編に反映する。また、バスの利用に至っていない住民には、バス利用のメリットや意義、将来への備えとして利用啓発を同時に行う。

[実施主体：四万十町、交通事業者]

[四万十町地域公共交通計画 P48 参照]

#### ⑥ バス乗り方教室の開催

- ・地区や学校を対象として、実際に運行するバス車両を活用したバス乗り方教室を開催する。地域の公共交通情報に関する座学、バス車内でのマナーや乗降時の注意事項、ICカードですかの体験などを行う。

[実施主体：四万十町、バス事業者]

[四万十町地域公共交通計画 P48 参照]

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者
表1を参照。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
四万十町が運行事業者に運行経費を支出している。 四万十町は運行事業者が運行から得た収入と国庫補助金を得ることとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
○ 利用者数の集計と分析 バス利用者を停留所での乗降者数別に乗務員が記録し、その結果を分析する。
○ 地区住民を対象とした意見交換会や公共交通利用者懇談会の定期開催 毎年6ヶ所以上で意見交換会や公共交通利用者懇談会を開催し、その場で得られた意見や要望の内、可能なものは路線再編に反映させ、全体の利便性向上につなげる。
○ 公的負担額と収支率を把握する 町内の路線バスと四万十町コミュニティバスの公的負担額と収支率を整理する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
－ 該当なし －
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
－ 該当なし －
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及び その他特記事項 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
－ 該当なし －
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダーシステムのみ】</u>
表5を参照。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
－ 該当なし －
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
－ 該当なし －

(2) 事業の効果							
－ 該当なし －							
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
(1) 事業の目標							
－ 該当なし －							
(2) 事業の効果							
－ 該当なし －							
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
18. 協議会の開催状況と主な議論							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年6月20日 [第1回地域公共交通会議]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線再編について ⇒ 承認された</li> <li>・令和6年度四万十町生活交通確保維持改善計画 ⇒ 承認された</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年12月19日 [第2回地域公共交通会議]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大正北部地区の路線バス再編方針について ⇒ 承認された</li> <li>・下道線西ノ川地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・古城線山瀬地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・四万十町生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について ⇒ 承認された</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		開催日	協議事項	令和5年6月20日 [第1回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線再編について ⇒ 承認された</li> <li>・令和6年度四万十町生活交通確保維持改善計画 ⇒ 承認された</li> </ul>	令和5年12月19日 [第2回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大正北部地区の路線バス再編方針について ⇒ 承認された</li> <li>・下道線西ノ川地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・古城線山瀬地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・四万十町生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について ⇒ 承認された</li> </ul>
開催日	協議事項						
令和5年6月20日 [第1回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線再編について ⇒ 承認された</li> <li>・令和6年度四万十町生活交通確保維持改善計画 ⇒ 承認された</li> </ul>						
令和5年12月19日 [第2回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大正北部地区の路線バス再編方針について ⇒ 承認された</li> <li>・下道線西ノ川地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・古城線山瀬地区内の運行経路変更について ⇒ 承認された</li> <li>・四万十町生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について ⇒ 承認された</li> </ul>						



令和6年6月27日 [第1回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線の再編及び再編方針について ⇒ 承認された</li> <li>・令和7年度 四万十町地域公共交通計画認定申請書について ⇒ 承認された</li> <li>・四万十町地域公共交通会議設置要綱の改正について ⇒ 承認された</li> </ul>
令和6年12月25日 (書面開催) [第2回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(一次)について ⇒ 承認された</li> </ul>
令和7年3月18日 (書面開催) [第3回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十川橋付近におけるコミュニティバス及び路線バスの経路変更について ⇒ 承認された</li> </ul>
令和7年6月16日 [第1回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線の再編及び再編方針について ⇒ 承認された</li> <li>・令和8年度 四万十町地域公共交通計画認定申請書について ⇒ 承認された</li> </ul>

## 19. 利用者等の意見の反映状況

### ○ 家地川方面について

町の路線バス幹線の再編方針に準じるとともに、家地川地区内でバス停や駅まで距離があり利用が難しい住民への改善案として、曜日を限定したコミュニティバスへの切り替えを念頭に実証運行を行ったが、利用拡大には結びつかず、住民からの反応も低調であった。このため、再編を行う幹線バス(窪川-大正駅)に接続するかたちでの新たな地区内輸送手段の検討をすすめる。運行開始を令和8年4月予定とし、必要な調整をすすめる。

### ○ 八木地区について

十和地域の八木地区における移動制約者対応として様々な検討を経て、既存のコミュニティバス小野線の延伸による対応策で調整をすすめている。運行開始を令和8年4月予定とし、必要な調整をすすめる。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

(所 属) 企画課 地域振興グループ

(氏 名) 柴 優樹

(電 話) 0880-22-3124

(e-mail) 103030@town.shimanto.lg.jp